

日本マイコトキシン学会学術賞授賞規定

〔総則〕

- 第 1 条 本会は、優れた研究業績に対して学術賞、学術功績賞および学術奨励賞の授賞を行う。
- 第 2 条 学術賞は、本学会に関する分野で、学術上または産業上、特に優秀な研究業績をおさめた会員に授与する。
- 第 3 条 学術功績賞は、本学会に関する分野で優れた業績をあげ、本会の活動に特に貢献した会員に授与する。
- 第 4 条 学術奨励賞は、本学会に関する分野で優れた研究をなし、なお将来の発展を期待し得る者で、原則として満 45 歳以下の会員に授与する。
- 第 5 条 受賞者には賞状および副賞を贈る。

〔受賞候補者の推薦の募集〕

- 第 6 条 会長は、受賞候補者の推薦を募集する。

〔受賞候補者の推薦〕

- 第 7 条 受賞候補者の推薦に際しては、所定の推薦書および推薦理由を記入し提出する。

〔研究業績報告書の提出〕

- 第 8 条 受賞候補者は、研究業績調書および関連論文のうち主なる 3 編以上の別刷りを沿えて提出する。

〔受賞候補者の選考〕

- 第 9 条 受賞候補者の選考のため、会長は学術賞選考委員会を組織する。
- 第 10 条 選考委員会は、会長より委嘱を受けた研究業績内容を審査し、受賞候補者を選考し、会長に答申する。

〔受賞者の決定〕

- 第 11 条 会長は、選考委員会よりの答申結果を受け受賞者を決定し、幹事会に報告する。

〔選考委員〕

- 第 12 条 選考委員は、会長が指名する。

〔委員長の選出〕

- 第 13 条 選考委員会の委員長は、会長が第 10 条に基づいて選出した選考委員の中より指名する。